

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和3年8月12日
【四半期会計期間】	第67期第1四半期（自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日）
【会社名】	カワセコンピュータサプライ株式会社
【英訳名】	KAWASE COMPUTER SUPPLIES CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川瀬 啓輔
【本店の所在の場所】	大阪府中央区今橋二丁目4番10号 E D G E 淀屋橋
【電話番号】	06(6222)7474
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 糸川 克秀 兼最高財務責任者
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区今橋二丁目4番10号 E D G E 淀屋橋
【電話番号】	06(6222)7474
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 糸川 克秀 兼最高財務責任者
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） カワセコンピュータサプライ株式会社東京支店 （東京都中央区銀座七丁目16番14号銀座イーストビル4階）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第66期 第1四半期累計期間	第67期 第1四半期累計期間	第66期
会計期間	自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日	自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日	自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日
売上高 (千円)	674,176	725,165	2,631,128
経常利益 (千円)	5,998	76,866	33,264
四半期(当期)純利益 (千円)	12,551	74,704	93,915
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,226,650	1,226,650	1,226,650
発行済株式総数 (株)	5,160,000	5,160,000	5,160,000
純資産額 (千円)	2,462,928	2,613,847	2,559,687
総資産額 (千円)	3,407,060	3,622,711	3,618,396
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	2.65	15.79	19.85
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	3.00
自己資本比率 (%)	72.3	72.2	70.7

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 当社は関連会社を有していないため、持分法を適用した場合の投資利益については、記載しておりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 当第1四半期会計期間の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状況にあります。国・地域毎にばらつきを伴いつつ持ち直しているものの、当面の経済活動の水準は、対面型サービス部門を中心に、新型コロナウイルス感染症の拡大前に比べて低めで推移するものと思われれます。

ビジネスフォーム業界におきましても、地方自治体などの一時的な需要はあるものの、コロナ禍での企業活動の停滞や、電子化による印刷需要の減少などにより厳しい状況が続いております。

このような情勢の中で、営業部門におきましては、ビジネスプロセスアウトソーシング関連業務獲得や電子通知物の提案を中心に金融関係や計算センターへの取引深耕や既存先への情報案件やクラウド案件の提案、官公庁・外郭団体等へのBPO案件や健診案内業務の入札参加を目指した情報収集活動に注力してまいりました。

生産部門におきましては、製造原価を意識した品質の維持向上、作業効率向上や、標準工数、標準原価を構築し作業標準の見える化、設備保全、機械メンテナンスの強化や原材料を中心とした資材の購買方法の見直しや運用手順見直しなどのコストダウンなどに取り組んでまいりました。

この結果、売上高は725百万円（前年同期は674百万円）となりました。経常利益は76百万円（前年同期は5百万円）、四半期純利益は74百万円（前年同期は12百万円）となりました。

（ビジネスフォーム事業）

企業のコスト見直しによる需要の減少、得意先の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による営業自粛等の影響から、売上高は前年同期と比べ30百万円減少し、425百万円（前年同期は456百万円）、セグメント利益は28百万円（前年同期は51百万円）となりました。

（情報処理事業）

総需要量の減少及び電子化の進行は続くものの、既存先や地方自治体等での新規案件獲得に幅広く活動したことから、売上高は前年同期と比べ81百万円増加し、299百万円（前年同期は217百万円）、セグメント利益は122百万円（前年同期は34百万円）となりました。

（資産の部）

流動資産は、前事業年度末と比べ1百万円減少し、2,469百万円となりました。これは主に「受取手形及び売掛金」が94百万円、「商品及び製品」が14百万円、「仕掛品」が4百万円、「その他」に含まれる「前払費用」が11百万円それぞれ増加し、「現金及び預金」が91百万円、「その他」に含まれる「未収入金」が22百万円、「立替金」が14百万円それぞれ減少したことによるものです。

固定資産は前事業年度末と比べ6百万円増加し、1,153百万円となりました。これは主に有形固定資産の「その他（純額）」に含まれる「機械及び装置」が10百万円増加し、「投資その他の資産」に含まれる「投資有価証券」が4百万円減少したことによるものです。

（負債の部）

流動負債は前事業年度末と比べ44百万円減少し、735百万円となりました。これは主に「その他」に含まれる「未払金」が47百万円増加し、「買掛金」が40百万円、「未払法人税等」が9百万円、「賞与引当金」が15百万円、「その他」に含まれる「未払消費税等」が20百万円それぞれ減少したことによるものです。

固定負債は前事業年度末と比べ4百万円減少し、273百万円となりました。これは主に「役員退職慰労引当金」が1百万円、「その他」に含まれる「繰延税金負債」が2百万円それぞれ増加し、「その他」に含まれる「リース債務」が9百万円減少したことによるものです。

（純資産の部）

純資産の部は前事業年度末と比べ54百万円増加し、2,613百万円となりました。これは主に「利益剰余金」が60百万円増加し、「その他有価証券評価差額金」が6百万円減少したことによるものです。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(3) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間の研究開発費の総額は2百万円であります。

(5) 従業員数

当第1四半期累計期間において、従業員数の著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(7) 主要な設備

当第1四半期累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前事業年度末における計画の著しい変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等を行われておりません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,640,000
計	20,640,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (令和3年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (令和3年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,160,000	5,160,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株であります。
計	5,160,000	5,160,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和3年6月30日(注)	-	5,160,000	-	1,226,650	-	620,825

(注) 令和3年6月25日の定時株主総会の決議に基づき、令和3年7月31日付けで減資の効力が発生し、資本金の額を1,126,650千円減少させ、その他資本剰余金への振替を行っております。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和3年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 429,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,724,900	47,249	-
単元未満株式	普通株式 6,000	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	5,160,000	-	-
総株主の議決権	-	47,249	-

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式11株が含まれております。
- 3 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(令和3年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

令和3年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) カワセコンピュータ サプライ株式会社	大阪市中央区今橋 2-4-10 EDGE 淀屋橋	429,100	-	429,100	8.31
計	-	429,100	-	429,100	8.31

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（令和3年4月1日から令和3年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（令和3年4月1日から令和3年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、仰星監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当第1四半期会計期間 (令和3年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,920,460	1,828,806
受取手形及び売掛金	413,283	507,900
商品及び製品	35,045	49,710
仕掛品	14,014	18,285
原材料及び貯蔵品	26,039	26,830
その他	62,149	37,610
貸倒引当金	43	51
流動資産合計	2,470,949	2,469,091
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	223,657	218,498
土地	421,055	421,055
その他(純額)	35,440	44,774
有形固定資産合計	680,152	684,328
無形固定資産	22,144	25,234
投資その他の資産	1,445,148	1,444,056
固定資産合計	1,147,446	1,153,619
資産合計	3,618,396	3,622,711
負債の部		
流動負債		
買掛金	156,746	116,110
短期借入金	427,200	420,000
未払法人税等	12,124	2,217
賞与引当金	31,852	16,187
その他	152,195	180,640
流動負債合計	780,118	735,156
固定負債		
退職給付引当金	51,268	52,028
役員退職慰労引当金	70,923	72,523
その他	156,398	149,156
固定負債合計	278,590	273,707
負債合計	1,058,708	1,008,864
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,226,650	1,226,650
資本剰余金	622,281	622,281
利益剰余金	792,693	853,205
自己株式	105,338	105,338
株主資本合計	2,536,285	2,596,797
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	23,401	17,049
評価・換算差額等合計	23,401	17,049
純資産合計	2,559,687	2,613,847
負債純資産合計	3,618,396	3,622,711

(2)【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)
売上高	674,176	725,165
売上原価	473,981	471,369
売上総利益	200,195	253,795
販売費及び一般管理費	194,382	177,745
営業利益	5,812	76,050
営業外収益		
受取利息	361	359
受取配当金	1,510	1,757
作業くず売却益	655	158
その他	1,474	808
営業外収益合計	4,002	3,082
営業外費用		
支払利息	2,257	2,010
その他	1,559	256
営業外費用合計	3,816	2,266
経常利益	5,998	76,866
特別利益		
資産除去債務戻入益	8,714	-
特別利益合計	8,714	-
特別損失		
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	0	0
税引前四半期純利益	14,713	76,866
法人税、住民税及び事業税	2,161	2,161
法人税等合計	2,161	2,161
四半期純利益	12,551	74,704

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。) 等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日) 第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は12,741千円減少し、売上原価は7,407千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ5,333千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日) 第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。) 等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日) 第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当該会計基準等の適用が四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当第1四半期会計期間 (令和3年6月30日)
投資その他の資産	11,812千円	11,812千円

(四半期損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

なお、のれんの償却額は該当がありません。

	前第1四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)
減価償却費	7,090千円	10,639千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和3年6月25日 定時株主総会	普通株式	14,192	3	令和3年3月31日	令和3年6月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)
 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	ビジネス フォーム事業	情報処理事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	456,305	217,871	674,176	-	674,176
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	456,305	217,871	674,176	-	674,176
セグメント利益	51,032	34,096	85,129	79,316	5,812

(注)1. 「調整額」の区分は全社費用を記載しております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は四半期財務諸表の営業利益と調整を行っています。

当第1四半期累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	ビジネス フォーム事業	情報処理事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	425,480	299,684	725,165	-	725,165
外部顧客への売上高	425,480	299,684	725,165	-	725,165
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	425,480	299,684	725,165	-	725,165
セグメント利益	28,036	122,318	150,354	74,304	76,050

(注)1. 「調整額」の区分は全社費用を記載しております。全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は四半期財務諸表の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べ当第1四半期累計期間の「ビジネスフォーム事業」の売上高が4,787千円、セグメント利益が1,285千円、「情報処理事業」の売上高が7,953千円、セグメント利益が4,048千円、それぞれ減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)
1株当たり四半期純利益	2円65銭	15円79銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	12,551	74,704
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	12,551	74,704
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,730	4,730

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(資本金の減少)

当社は、令和3年6月25日開催の定時株主総会において、資本金の額の減少について決議し、令和3年7月31日に効力が発生しております。

(1) 資本金の額の減少の目的

当社の資本政策の柔軟性・機動性の確保を図り、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全化を維持することを目的としています。

(2) 資本金の額の減少の内容

減少する資本金の額

資本金の額1,226,650,000円のうち1,126,650,000円を減少させ、100,000,000円としております。

資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えております。

2【その他】

(公正取引委員会による立ち入り検査について)

当社は、令和元年10月8日、日本年金機構が発注する帳票の作成及び発送準備業務に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。当社といたしましては、公正取引委員会による検査に全面的に協力してまいります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和3年8月4日

カワセコンピュータサプライ株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 許 仁九 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 坂戸 純子 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているカワセコンピュータサプライ株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第67期事業年度の第1四半期会計期間(令和3年4月1日から令和3年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(令和3年4月1日から令和3年6月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、カワセコンピュータサプライ株式会社の令和3年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められ

る四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。